

第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務 委託仕様書

1 目的

- ・第27回参議院議員通常に向け、若い有権者を中心とする全世代に対する投票の呼びかけと、期日前投票を周知し、投票率を向上させることを目的とする。

2 委託期間

- ・契約日 ～ 令和7年8月29日（金）
※終期は投票日により変更になる可能性がある。

3 業務内容

(1) コンセプト・デザイン提案および活用

〔業務内容〕

- ・若年層や子育て世代の共感及び幅広い年齢層に対して訴求する啓発コンセプト、統一デザイン等を提案し、臨時啓発業務全体を通じて使用すること。
- ・原則、福井県にゆかりのあるプロスポーツ選手、スポーツ団体、著名人およびインフルエンサー等をメインキャラクターとして起用すること。この際、起用にかかる費用負担および交渉は受託者が行うこと。また、選挙における公平性を害するおそれがないことを確認するとともに、本啓発業務契約期間中における一切の選挙においては、特定の候補者若しくは政党その他政治団体を支持、支援、反対、又は連想させる行為がなされないように必要な措置を講じなければならない。
- ・本県における令和6年度明るい選挙ポスターコンクール入賞作品や、明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語コンクール入賞作品は使用可能であるほか、キャラクターとして福井県明るい選挙推進青年活動隊（CEPT）メンバーやめいすいサウルス（福井県のご当地めいすいくん）を使用することも差し支えない。

〔提案事項〕

- ・啓発コンセプトおよび統一デザイン等、臨時啓発の全体像を提案すること。

(2) テレビスポットCMの企画、制作および放送

〔業務内容〕

テレビスポットCMの企画、制作及び放送を行う。

① 規格

テレビスポット用 15 秒CM

② 制作内容（2パターン制作すること）

- A 特に投票率の低い若い有権者に重点を置き、積極的に投票するよう呼びかける。
- B 投票日に旅行や仕事など予定がある場合は、期日前投票ができることを周知する。
- ※1 聴覚障がい者向けにワイプ等により、手話通訳を取り入れること。
- ※2 スポンサー字幕表示「福井県選挙管理委員会・福井県明るい選挙推進協議会」

※3 両パターンとも、ナレーション、字幕等は複数作成する場合がある。

③ 放送内容

福井放送 50本

福井テレビ 50本

内訳は以下のとおり（公示日、投票日により変更する可能性あり）

放 送 期 間		放 送 回 数	
7月4日（金）～ 7月11日（金）	8日間	2回／日	計16回
		（A・B 1回／日ずつ）	（A・B 8回ずつ）
7月12日（土）～ 7月17日（木）	6日間	3回／日	計18回
		（A・B計3回／日ずつ）	（A・B 9回ずつ）
7月18日（金）～ 7月19日（土）	2日間	5回／日	計10回
		（A・B計5回／日ずつ）	（A・B 5回ずつ）
7月20日（日） 19時まで	1日間	6回／日	計6回
		（Aのみ6回／日）	（Aのみ6回）
合計	17日間		計50回
			（A28回、B22回）

※1 これを超えて放送することも可能。この場合は提案に本数を記載すること。

※2 放送時間帯は指定しないが、受託者からの提案可

④ 納品物

・CM素材

XDCAM（テープ）1本、DVD20本（mp4…17本、AVI…3本）、
USB3本（mp4…3本）

上記は、県選管、各市町選管、県内ケーブルテレビに県が作成する送付文を添えて納品すること（約25か所）。このほか、県選管予備分（DVD）を納品すること。福井放送や福井テレビで放映する分は含まれていないので注意すること。

・完了報告

業務完了後、福井放送および福井テレビの放送確認書を県選管に提出すること。

⑤ 留意点

ア 福井県明るい選挙推進青年活動隊（CEPT）が出演する場合はメンバー等出演者の旅費は受託者が負担すること。（CEPTとの連絡・日程調整は県選管が行う。）

イ その他の出演者、エキストラ等の謝礼、旅費や、制作にかかる会場借料、設備費等の一切の経費は受託者が負担すること。

ウ 成果物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作権者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。

〔提案事項〕

・制作するCMの内容について、絵コンテ・イメージ図等を用いて提案すること。特に、映像と音声の流れが把握しやすいようにすること。

- ・(任意事項) 仕様書に記載の内容を超過する本数のCMを放送する場合や、放送時間帯の特定をする場合は、その内容を提案すること。

(3) ラジオスポットCMの企画、制作および放送

〔業務内容〕

ラジオスポットCMの企画、制作及び放送を行う。

① 規格

ラジオスポット用 20 秒CM

② 制作内容

(2) テレビスポット用CMと同様の2パターン

※ 両パターンとも、選挙期間前半用、期日直前用等、複数作成する場合がある。

③ 放送内容

FM 福井、FBC ラジオ、福井街角放送、たんなん夢レディオ、敦賀 FM 放送 各 2 3 回
内訳は以下のとおり (公示日、投票日により変更する可能性あり)

放 送 期 間		放 送 回 数	
7月4日(金)～ 7月15日(火)	12日間	1回/日	計12回
		(A・B交互に1回/日)	(A・B 6回ずつ)
7月16日(水)～ 7月19日(土)	4日間	2回/日	計8回
		(A・B1回/日ずつ)	(A・B 4回ずつ)
7月20日(日) 19時まで	1日間	3回/日	計3回
		(Aのみ3回/日)	(Aのみ3回)
合計	17日間		計23回
			(A13回、B10回)

※ 放送時間帯は指定しない。

④ 納品物

・CM素材

県選管予備分をCD1枚納品すること。

・完了報告

業務完了後、各局の放送確認書等を県選管に提出すること。

⑤ 留意点

(2) テレビスポット用CMと同様

〔提案事項〕

- ・(任意事項) テレビスポット用CMから制作内容が大きく変わる場合は、その内容を提案すること。

(4) 新聞広告の制作及び掲載

〔業務内容〕

投票を呼び掛ける新聞広告を制作し、新聞に掲載する。

① 掲載紙

福井新聞および日刊県民福井

② 掲載回数

各紙最低２回（これを超過する分は提案可）

③ 規格

指定しないので、提案すること。

（参考）

第２６回参院選の際には下記のとおり実施（６/２２ 公示、７/１０ 投票）

	掲載日	掲載面等	カラー	サイズ
福井新聞	6/23, 7/9	テレビ面突出	モノクロ	縦 66mm×横 56mm
日刊県民福井	6/23, 7/9	１面５Ｌ突出	モノクロ	縦 83mm×横 50mm

④ 内容

「第２７回参議院議員通常選挙」「福井県選挙管理委員会 福井県明るい選挙推進協議会」という記載のほか、期日前投票ができる期間や投票できる時間帯を記載するとともに、効果的に投票を呼び掛ける内容を提案すること。

⑤ 納品・履行確認

広告の掲載された各紙面

〔提案事項〕

- ・想定される新聞記事の内容も考慮し、掲載回数や規格、掲載内容を紙面のイメージ画により提案すること。

（５）啓発物資作成

〔業務内容〕

投票を呼び掛けるチラシ（A4 両面 カラー）をおよびポケットティッシュを制作する。

① チラシ

ア 規格および枚数

A4 両面 カラー 9,000 枚

イ 内容

「第２７回参議院議員通常選挙」「福井県選挙管理委員会 福井県明るい選挙推進協議会」という記載のほか、期日前投票ができる期間や投票できる時間帯を記載するとともに、効果的に投票を呼び掛ける内容を提案すること。

② ポケットティッシュ

ア 個数

17,000 個

イ 規格等

- ・ラベルサイズ：105mm×75mm（レギュラーサイズ）
- ・ティッシュ：10枚（10W）
- ・外装フィルム：無地透明

③ステッカー

ア 枚数

70,000 枚

イ 規格等

- ・サイズ：W 6 0 mm×H 6 0 mm
- ・素材：アートシール
- ・印刷インク：レーザープリント
- ・表面に、「第 2 7 回参議院議員通常選挙」で配布されていることが分かる記載をすること。
- ・裏面の剥離紙に、県から提供する文章を印字すること。また、受託者が実施する（1 2）の事業に応募する際の二次元コード等を刷り込むこと。
- ・特に、小学生が興味を持つデザインとすることとし、これにおいては（1）との整合等が図られていることを求めない。なお、キャラクターとしてめいすいサウルスを使用することも差し支えない。

④ 納品

（7）で指定するとおり

⑤ 留意点

成果物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて 2 次利用できるものとする。

〔提案事項〕

- ・チラシデザイン（両面）、ポケットティッシュラベルデザインおよびステッカーデザインを提案すること。

（6）広報車放送用音声データの制作

〔業務内容〕

各市町選管の広報車で投票を呼び掛けるための音声データを制作する。

- ・各 1 分半程度のものを 4 パターン作成
- ・原稿は県から提供するので、アナウンス、録音、音楽入りデータ作成を行うこと。
- ・m p 3 形式にて作成し、C D 1 枚にて県選管に納品すること。

〔提案事項〕

なし

（7）啓発物発送および協力依頼

〔業務内容〕

各種啓発物を各市町選管、県内企業、団体等に送付する。

①市町への発送

- ・ 発送する物資はポスター・チラシ（国作成）、チラシ・ポケットティッシュ・ステッカー（（５）にて作成）とする。ただし、音楽ＣＤ等、県が準備する物資の同梱を指示する場合がある。
- ・ １７市町ごとに仕分け作業を行い、発送を行うこと。運賃や梱包資材等は受託者の負担とする。（予定配送量は別紙のとおり）

②市町以外への発送

- ・ 発送する物資はポスター・チラシ（国作成）、チラシ・ポケットティッシュ（（５）にて作成）とする。
- ・ 発送先は約６００か所（過去の配送先、配送量は別紙のとおり。ただし、うち約２２０か所は庁内便で県庁から発送可）
- ・ 発送先ごとの仕分け作業を行い、発送を行うこと。運賃や梱包資材等は受託者の負担とする。（予定配送量は別紙のとおり）
- ・ 梱包資材には原則無地（素材色）のものを使用することとし、サンプルをあらかじめ県選管に提示すること。
- ・ 国が作成するポスター、チラシは例年公示日の直前に県庁に到着するため、受託者が県選管より受取りのうえ、到着後２日以内に発送すること。
- ・ 発送作業が土日祝日になる場合もあるので、留意すること。
- ・ 県が送付文ひな形を提供するので、印刷のうえ啓発物に添付すること。
- ・ 県選管予備分は、少なくとも発送日前日までに県選管に持参すること。

③その他

- ・ 県選管が指示する宛先に発送した後から７月１４日（月）までの間は、発送先以外の民間企業・各種団体等に対してポスターの掲示等の啓発に関する協力依頼を行うこと。
- ・ 協力可能な民間企業・各種団体等がある場合には、県選管に報告のうえ、必要物資の確認および発送を速やかに行うこと。

〔提案事項〕

なし

（８）屋外広告

〔業務内容〕

県内各地の街頭や公共交通機関等の媒体に広告を掲載する。

①ハピリンビジョン・ハピラインふくい駅構内デジタルサイネージ

- ・ ハピリンビジョン等においてスポットＣＭ（（２）において制作）を放映する。

期間：７月４日（金）～７月２０日（日）

種類：２パターン（７月１８日までは期日前投票告知用）

ＣＭ総本数：５９５本

（留意点）

- ・（２）において制作した規格で放送ができない場合には、適当な規格に編集するとともに差し支えない。なお、内容を追加する場合には、その内容を提案し、県選管と十分に協議したうえで実施すること。

②駅貼りポスター

- ・県内ＪＲ・ハピラインふくい・私鉄の駅および京福バス待合所において、国が作成するポスターの掲示を行う。
- ・鉄道会社、期間等は以下のとおり。

鉄道会社	実施箇所	実施期間
ハピラインふくい	４	７月４日（金）～７月２０日（日） （１７日間） ※ＪＲ各駅は月曜日からの貼り出しとなるため ７月７日（月）から貼り出し開始となる。
ＪＲ	３※	
えちぜん鉄道	１２	
福井鉄道	２１	
京福バス	２	
合 計	４２	

- ・ポスターは県庁に配送されるため、（７）の業務にあわせ受託者が県選管より受取りのうえ、各鉄道会社に配送すること。

③その他、提案による啓発

（参考）過去の選挙では以下のとおり実施

- ・福井駅前バス停デジタルサイネージ広告

（留意点）

- ・提案にあたって事前に関係機関と受託者の間で実施の可否について調整すること。

〔提案事項〕

- ①②以外の屋外広告（場所、内容）をイメージ図等にて提案すること。

（９）屋内広告

〔業務内容〕

県内各地の商業施設等で広告の掲載および放送をする。

- ・商業施設内のデジタルサイネージ等にポスターを表示するとともに、店内でラジオスポットＣＭ（（３）において制作）を放送する。

期間：７月４日（金）～７月２０日（日）

（留意点）

- ・（３）において制作した規格で放送ができない場合には、適当な規格に編集することともに差し支えない。なお、内容を追加する場合には、その内容を提案し、県選管と十分に協議したうえで実施すること。
- ・コンビニエンスストアレジ画面広告については、国が独自に実施する場合があるため、あらかじめ県選管と協議し、重複しないようにすること。

〔提案事項〕

- ・実施施設および掲載回数・放送回数を提案すること。

(10) バナー作成

〔業務内容〕

ホームページサイトに掲載するバナー等を制作する。

- ・（１）のコンセプト等との整合を図りつつ受託者が制作すること。
- ・県選管で作成するホームページ、県広報広聴課で作成する広報番組および協力企業のホームページ等に使用するため、gif 形式で３パターン作成し、電子データにて県選管に納品すること。なお、作成するサイズは県選管とあらかじめ調整すること。
- ・作成したバナーの電子データは、県が指定した事業者にもメールで送付すること。
- ・納期限は６月２５日（水）とする。

〔提案事項〕

バナーのデザインを提案すること。

(11) インターネット広告

〔業務内容〕

WEB 媒体（SNS を含む）を活用し、選挙に関する情報発信を行う。

- ・広告のリンク先は県選管が指定する Web サイトとすること。
- ・配信エリアは福井県全域とすること。
- ・期間：７月４日（金）～７月２０日（日）
- ・広告の内容は（１）のコンセプト等との整合を図りつつ受託者が提案すること。
- ・媒体、広告タイプ等は指定しないので、受託者が提案すること。

（参考）令和６年衆院選における実績

種別	内容
WEB 広告の種類	YouTube、LINE、facebook・Instagram、TVer
広告配信実績	YouTube：表示回数 約 70 万回 YouTube ショート：表示回数 約 46 万回 LINE：視聴回数 約 51 万回 facebook・Instagram：視聴回数 約 36 万回 TVer：視聴回数 約 9 万回

〔提案事項〕

- ・広告の内容および媒体について、実際に表示される画面イメージ等もあわせて提案すること。
- ・単にディスプレイ広告やSNS 広告を表示するのみでなく、インターネット広告の効果を最大化することができる企画等も提案すること。

(12) 子連れ投票推進に向けた抽選キャンペーンの実施

〔業務内容〕

子連れ投票を推進するため、有権者とともに投票所に訪れた子どもに対する抽選キャンペーンを実施し、当選した方に対し、イベントへの招待やオリジナルグッズ進呈などの特典を提供する取組を企画・運営する。なお、当選者は100名を基本とするが、内容によって当選者数を変更することも差し支えない。

①本事業実施に向けた広報

- ・(5) ①で作成するチラシおよび(11)のインターネット広告において本事業に関する周知をすること。

②抽選キャンペーンの運営

- ・キャンペーンの応募や当選者の抽選、決定に必要なシステムを構築すること。なお、キャンペーンへの応募方法は、参加者が二次元コードを自身のスマートフォン等で読み取る等、簡便な方法とすること。また、応募者に対して応募前にアンケートを求めるなど、キャンペーンの取組結果について分析が可能となるよう情報収集を行うこと。この際、内容等は県選管と協議のうえ決定すること。
- ・コードの読み取りは1度しかできない仕様とすること。また、即時抽選方式とすること。なお、抽選は公正公平な方法で実施される仕様とすること。
- ・抽選の結果や当選者の情報をとりまとめること。なお、個人情報に厳重に管理するとともに、当該事業に関する目的で使用する旨を明記すること。

③当選者に対する特典の提供

- ・②のキャンペーンの当選者に対して、イベントへの招待やオリジナルグッズの進呈等の特典を提供する取組を実施すること。
- ・イベントを実施する際は(1)で起用したメインキャラクターと触れ合える企画を基本とすること。なお、イベントの実施は選挙後、1か月以内とすること。
- ・オリジナルグッズを進呈する場合は、グッズの準備、購入、発送の一切の業務を行うこと。グッズについては、金額は1千円程度で、県選管と協議のうえ、決定することを基本とするが、提案により金額や数量を変更することも差し支えない。

④その他

- ・本事業の実施にあたり、名称、デザイン、制作等、必要な業務の一切を行うこと。
- ・事業実施にあたり、方針やスケジュール等をあらかじめ提示すること。

⑤留意点

- ・イベントについては、主に小学生が興味関心を抱くものとする。
- ・選挙啓発の一環としてグッズを進呈するため、原則、既製品ではなくめいすいサウルスをあしらう等オリジナルのものとする。
- ・当選者に対するグッズ等は複数の種類を用意しても良い。また、イベントとグッズ進呈の両方を実施することも差し支えない。

〔提案事項〕

- ・当選者に対して実施するイベントや進呈するオリジナルグッズについて提案するとともに、事業の全体像を提案すること。
- ・本事業を広く周知するために効果的な方法があれば提案すること。

(13) プロスポーツ試合会場等における啓発

〔業務内容〕

FUKUIRAYS と連携し、選挙啓発活動を実施する。

- ・県内での試合がある場合には、試合会場でのアナウンスや、ハーフタイム時や試合開始時までの間に啓発物資の配布を行う等の啓発を行うこと。
- ・県内での試合がない場合には、FUKUIRAYS と連携し、県下の集客が見込まれる場所および時間において、街頭啓発を実施すること。
- ・福井県明るい選挙推進青年活動隊（CEPT）や福井県明るい選挙推進協議会委員に協力を依頼することも差し支えないが、この場合はメンバー等の旅費は受託者が負担すること。（CEPT・委員との連絡・日程調整は県選管が行う。）
- ・街頭における啓発物の配布事業を実施する場合、（５）②で作成したポケットティッシュを配布すること。なお、それ以外の配布物を配布する際は、受託者が制作すること。

〔提案事項〕

- ・実施内容や実施時期、連携先を具体的に提案すること。

(14) その他企画者提案による啓発

〔業務内容〕

上記以外に若年層に対して効果的な啓発事業を受託者が提案し、実施する。

（参考）過去の啓発事例は以下のとおり

- ・郵便局窓口での啓発物配布
- ・県内 7 大学へのデジタルサイネージ設置
- ・雑誌広告（Famile、エキマエモールサーチ）
- ・デジタルサイネージ（アピタ大和田店、スシロー）
- ・県内ゆかりのインフルエンサーからの投票呼びかけ

（留意点）

- ・提案にあたって事前に関係機関と受託者の間で実施の可否について調整すること。
- ・選挙啓発という事業の趣旨に鑑み、品位を損ねることのないよう、留意すること。
また、特定の候補者若しくは政党その他政治団体を支持、支援、反対、又は連想させることとならないようにすること。

〔提案事項〕

若年層に対して効果的な啓発事業を受託者が提案すること。

(15) 実施報告書作成

〔業務内容〕

上記事業の実施後、各事業の結果をまとめた報告書を作成する。

- ① 規格 A4 縦、左綴じ、カラー
- ② 部数 1 部（あわせてデータでも提出すること）
- ③ 納期限 8 月 2 9 日（金）
- ④ 提出先 県選管

〔提案事項〕

なし